

天文元 十月三十日

(秀佐 賴後守) 賴 在判

(康正二年十一月廿五日前美作守の寄進狀は現存せず。然れども永正六年七月十四日統忠の寄進狀はそれと關係するものゝ如く、この條は更にその後を受けたるものにして、永祿五年四月九日の條又之に次ぐ。)

十二月三日。幕府、本願寺をして、石川郡所々散在の知行を福松代に所務せしむ。

【室町家御内書案】

一五四

加賀國石河郡所々散在等事當知行之處、非分輩及違乱云々、太不可然。早退其妨、可被令所務福松代旨、可被相觸名主百姓等由被仰出候也。仍執達如件。

天文元年十二月三日

散 位 在判

本願寺雜掌

天文二年

癸巳

紀元二一九三

六月三日。富樫泰俊、石川郡富樫莊四十万村散田の百姓をして、年貢をその代官に直納せしむ。

【善性寺文書】 石川郡

一五五

(富樫泰俊) 袖判

本庄四十萬村之内散田之年貢以下、如先規當代官に可致直納。萬一於後且、其村番頭菟角儀申候共、不可在承引候。仍狀如件。

天文二年六月三日

四十萬村散田

百姓中

(この文書の袖判は、富樫泰俊のものとも、又その二子晴泰のものとも異なり。故に長子泰俊なるべしと考へらる。泰俊は享祿四年植泰と共に越前に逃走したるも、この頃一たび歸りて在國し、後更に去りしにあらざるか。是を以て天文四年植泰の金津に歿するに及び、加賀に於いてその本宗を襲ぎしものは晴泰なり。)

天文三年

甲午

紀元二一九四

八月十六日。溫井總貞、鳳至郡鵜川天神社の本殿を造營す。

【鵜川天神社藏棟札】

一二五六

(願カ) 鳳至郡

領主溫井兵庫助總貞

代官 丸山源左衛門尉

同 福田藤左衛門尉

庄管衆 (官) 万年藤左衛門尉

中 村 五 助

江 嶋 九 郎 五 郎

奉當造 (願カ) 本殿一字

大工鳳氣至住人 藤原宗次右衛門尉

百姓 衆サカシリ名 藤兵衛尉

ハネタ名 五郎兵衛尉

ニロミネ名 右衛門尉

ワキ名 近 守

三月。前南禪寺住持龍崇、溫井孝宗の肖像贊を

作る。

【栗棘庵藏溫井孝宗畫像】 山城

一二五七

故備中前司大演性雲居士肖像贊

嘗攷世紀、周邦之興也鳳皇鳴岐集南、故府以鳳翔爲號。

天文四年

乙未

紀元二一九五

時于天文三甲午八月十六日

エノキ名 右衛門尉

タカハラ名 左衛門次郎

クロミコ 三郎次郎

宮田名 左近尉

スケノサワ名 介尉

一ノ屋 左近

水口名 三郎次郎

赤名 與三郎

兩堂 兵衛太郎